

かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議 令和7年度市民団体活動支援金制度のご案内

〔対象者〕

かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議に登録されている市民団体会員

〔対象となる活動〕

市民団体会員が実施する活動で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 市内の自然環境調査、保全に係る活動
- (2) 市内の大気汚染等環境調査に係る活動
- (3) 市内の廃棄物減量に係る活動
- (4) 環境学習に係る活動
- (5) その他かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議の運営会議が特に必要と認める活動（実施場所は市内に限らない）

※(4)については、市外であっても環境学習に関する研修会への参加や施設入場料など、能力向上につながると運営会議で認められたものについては支援の対象となります（ただし、交通費は除く）。

〔支援金額〕

飲食費、交通費、会費、人件費、送料、代引き手数料、その他かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議の運営会議が必要と認めない費目を除き、40,000円を上限とします（1,000円未満の端数は切り捨て）。

※一品あたりの単価は20,000円までのものを支援の対象とします。

〔申請方法〕

対象となる活動を実施する前に、市民団体活動支援金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、事務局に提出してください。

※予算の範囲内で先着順に受付します。

※申請者の押印は不要です。メールで申請書等必要書類一式を送付いただいても提出できます。

〔実績報告書の提出〕

対象となる活動の終了日から30日以内または令和8年3月13日（金）のいずれか早い日までに、活動実績報告書（第3号様式）に必要書類を添えて、事務局に提出してください。

※申請者の押印は不要です。メールで申請書等必要書類一式を送付いただいても提出できます。

【問い合わせ・提出先】

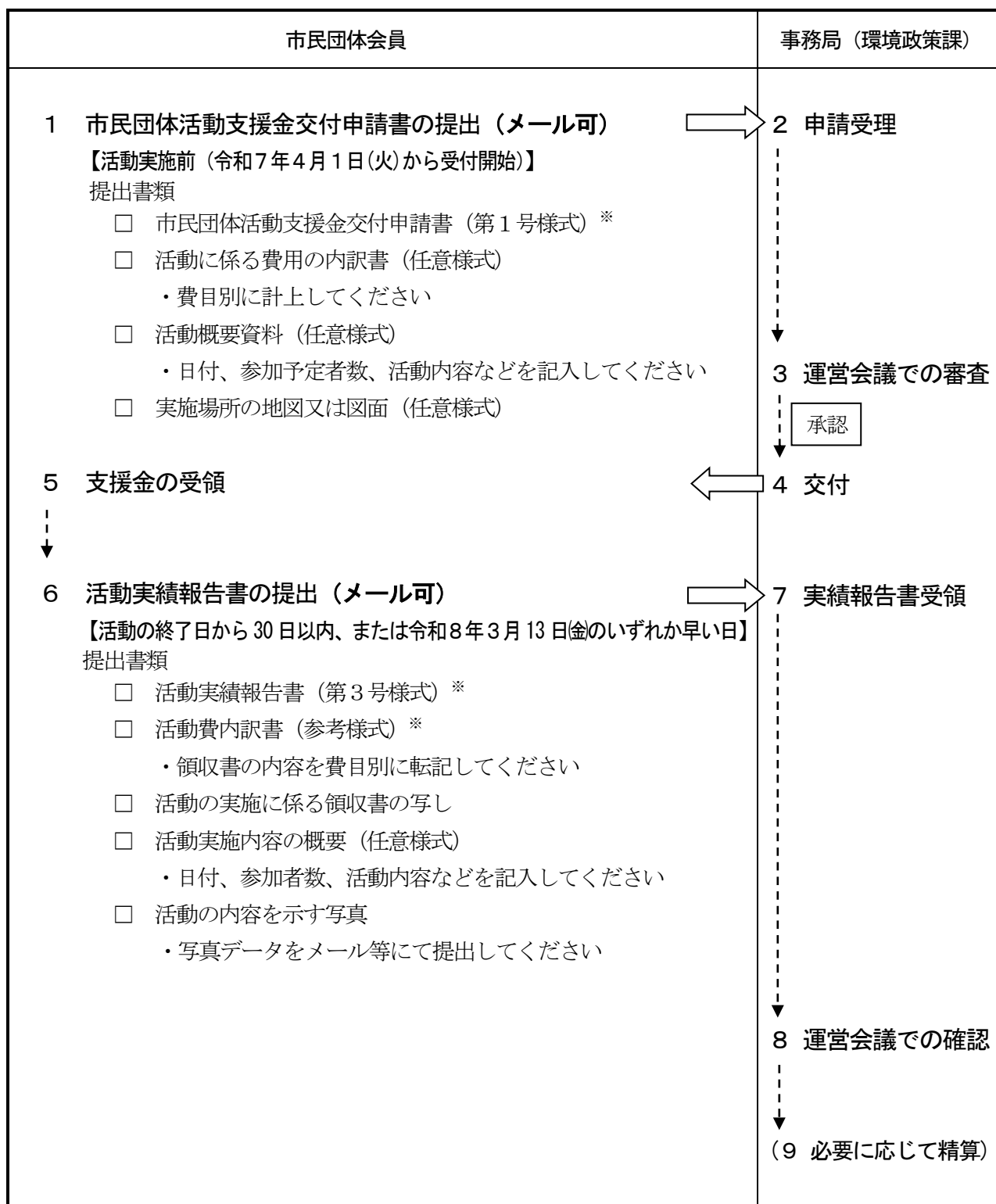
かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議事務局
（春日井市環境部環境政策課内）

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話：(0568)85-6216

E-Mail：kansei@city.kasugai.lg.jp

■ 支援金交付手続きの流れ



※様式は、春日井市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/gomi/keihatsu/1012748/1012751.html>

■ 支援金交付申請の方法

1 支援金交付申請

- 活動実施前に市民団体活動支援金交付申請書（第1号様式）に以下の書類を添えてかすがい環境まちづくりパートナーシップ会議事務局（市環境政策課）に提出してください。

（受付開始：令和7年4月1日（火）から）

- (1) 活動に係る費用の内訳書（費目別でご記入ください）
- (2) 活動概要資料
- (3) 実施場所の地図又は図面
- 受付は予算の範囲内で先着順に行います。
- 飲食費、交通費、会費、人件費、送料、代引き手数料、その他かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議の運営会議が必要と認めない費目を除き、40,000円を上限とします（1,000円未満の端数は切り捨て）
※一品あたりの単価は20,000円までのものを支援の対象とします
- 市民団体活動支援金交付申請書の内容を運営会議で審査し、適当と認めた場合は、支援金を交付します。
- 交付申請後、申請内容を変更又は活動を中止される場合は、活動計画変更承認（中止）申請書（第2号様式）をかすがい環境まちづくりパートナーシップ会議事務局（市環境政策課）に提出してください。

2 支援金の交付

- 支援金の交付に係る事務は、かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議事務局（市環境政策課）で行います。交付が決まりましたら、かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議事務局（市環境政策課）から申請者へ連絡します。

3 活動実績報告

- 活動を実施したときは、活動の終了日から起算して30日以内または、令和8年3月13日（金）のいずれか早い日までに、活動実績報告書（第3号様式）に以下の書類を添えてかすがい環境まちづくりパートナーシップ会議事務局（市環境政策課）に提出してください。
 - (1) 活動の実施に係る領収書の写し
●領収書についての注意事項
 - ア 領収書の宛名は「各団体の団体名」としてください。
 - イ ポイントカードのポイント等を利用した分は認めません。
 - (2) 活動費内訳書
 - (3) 活動実施内容の概要（活動日、実施内容、参加者数がわかるもの）
 - (4) 活動内容を示す写真（可能であれば、写真データをメール等にて提出してください。）

4 その他

- 支援金は、1団体につき、年1回とします。
- この支援金の交付を受けた活動は、かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議の自主活動としても取扱いますのでご承知おきください。
- 提出書類等に不備がある場合は、支援金を返却していただくことがあります。